

那賀町 移住支援制度 令和8年度 ver.

住居に関すること

① 那賀町 空き家改修費等補助金

移住者（及び所有者）の空き家改修に要する経費、家財道具の処分運搬に対し、補助金を交付
補助対象経費の2分の1（上限100万円）、

家財道具の処分運搬及び清掃等経費の2分の1（上限14万円）

※空き家バンク登録の物件であることが必須条件

② 那賀町 空き家対策総合支援改修等事業費補助金

那賀町空き家バンクに登録した空き家等の所有者又は利用者に、

空き家の売買及び賃貸借に伴う改修等に要する経費を補助

※改修等の工事と同時に耐震性の向上を図る補強工事を実施

※公共又は地域活性化のために使用する目的で、10年以上使用する見込みであること

※町内の建設事業者が発注

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1184）まで >

③ 木づかい住宅等支援事業

町産材を使って町内に木造住宅を建てられる施主に、1棟あたり最高140万円を助成。

（木材利用量1立方メートルあたり5万円）

※家屋の床面積 新築住宅で80平方メートル（約24坪）以上

※増改築においては、木材利用量が0.5立方メートル以上

※町産材を80%以上使用

※町内の建築業者等に発注

※町内の製材所等に製材品を発注

< ③に関するお問い合わせは…林業振興課（0884-62-1175）まで >

移住に関すること

① おためし住宅

那賀町へ移住を検討している方が、実際に那賀町での生活を体験できる施設<利用期間：1ヶ月～2年>

・平野シェアハウス：単身用（利用料16,000円+光熱水費等5,000円）

・木沢移住支援施設：単身用（利用料4,000円+光熱水費等8,000円）

家族用（利用料8,000円+光熱水費等12,000円）

・桜谷シェアハウス：単身用（利用料8,000円+光熱水費等5,000円）

② 引越費用補助金

町外から転入及び町内で転居する世帯に対し、引越業者へ支払う費用の2分の1（上限2万円）を補助

※町外から転入及び町内で転居する世帯

（同一敷地内、隣接地又は隣接地と認められる土地間での異動を除く。）

※補助金の交付申請後に引越及び住民票を異動すること。

※住所を移した日から5年以上町内に居住すること

< ①～②に関するお問い合わせは…みらいデジタル課（0884-62-1184）まで >

③ 結婚新生活支援事業

新婚世帯に対し、住居費及び引越費用を最大60万円補助

< ③に関するお問い合わせは…保健福祉子育て課（0884-62-1141）まで >

那賀町 移住支援制度 令和8年度 ver.

子育てに関すること

① 出産祝い金

申請により2万円支給

② 児童手当

0歳から15歳に達した年度末までの子どもを養育している方に、年齢に応じ支給

③ こどもはぐくみ医療

18才に達する日以降の最初の3月31日まで保険適用分医療費の自己負担分を助成

※入院の際は食事療養費も助成

④ 子育て支援センター事業

那賀町地域子育て支援センターは子育て中の親子が一緒に遊べる施設。利用料無料。

子育て相談・講座などを随時開催。

⑤ 一時預かり保育事業

家庭で保育している子どもが、保護者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消等の理由により保育が必要となる場合に、一時的にこども園でお預かりする事業

※保護者の入院、傷病、冠婚葬祭等により、緊急を要する場合（月14日以内）

※保護者の育児疲れ解消、その他事由による場合（週1回程度）

⑥ 那賀町子育て世帯使い捨ておむつ等支給事業

那賀町に住所のある未就学児におむつ等を支給。保護者の負担無し。

在園児：在園時のおむつ・おしりふきを無制限で使用可能

未就園児：1ヶ月3パック程度のおむつを支給（おしりふきなし）

< ①～⑥に関するお問い合わせは…保健福祉子育て課（0884-62-1141）まで >

⑦ インフルエンザ予防接種助成事業

19歳未満まで、助成が受けられる。

⑧ 不妊治療費助成事業

不妊治療を受けられた夫婦に治療費を助成（不妊治療1回につき10万円を限度）

⑨ こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭に保健師が訪問する。

（体重測定や健康状態の確認、育児相談やママの体調の相談など）

⑩ 産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポート等行う。助産師が訪問する訪問型、医療機関でサービスを受ける通所型、宿泊型の3種類がある。

⑪ 妊婦のための支援給付金事業

妊婦に対して妊娠中に5万円、産後に児の人数×5万円を給付する。

⑫ 未熟児養育医療給付事業

未熟児(出生時体重2,000g以下)に対して退院までに必要となった医療費を助成する。

⑬ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期間中に1回、歯科健康診査が無料で受けられる。

< ⑦～⑬に関するお問い合わせは…保健センター（0884-62-3892）まで >

那賀町 移住支援制度 令和8年度 ver.

教育に関すること

① 認定こども園の保育料無償化

那賀町認定こども園では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、無償化の対象を第1子目からに拡大し、保育料の完全無償化を実施します。（所得制限無し）

＜ ①に関するお問い合わせは…保健福祉子育て課（0884-62-1141）まで ＞

② 放課後子ども教室

費用は年間 1,000 円の保険料のみ。夏休みも実施。

校舎や体育館などで子どもたちの放課後の居場所を確保し、特色ある体験・交流活動を実施

③ 那賀町ふる里留学制度

小・中学校のお子様がいるご家庭に、1人につき月額4万円を補助

「ふる里回帰留学」

- ・両親のいずれかのふる里が那賀町であること
- ・両親の3親等以内の親族にお子様を預け、継続して6か月以上就学することができること

「ふる里創り留学」

- ・家族で那賀町内に移住し、お子様が町立学校に1年以上就学することができること
- ・地域コミュニティと協調・協働した生活が送れる方

「ふる里山村留学」※現在、休止中

- ・山村留学センター「結遊館」にお子様を預け、1つの学期以上就学することができること
- ・木頭地区住民とのふれあいを大切にできる方

④ 那賀町もんでこい奨学金

卒業後の那賀町への定住により返還金が還付される奨学金

高等専門学校（4～5年生）、高等学校から看護師を養成する学校（上限5年）、

高等学校卒業程度以上を入学資格とする専門学校、専修学校、短期大学、大学までが対象

貸与額：月額5万円以内

＜ ②～④に関するお問い合わせは…教育委員会（0884-62-1106）まで ＞

